

必ずお読みください



2023年度

保護者の皆様へ

慶應義塾湘南藤沢高等部

一貫教育校 生徒補償制度のご案内

(団体総合生活保険)

団体割引 **25%**

Web申込可
(クレジットカード決済可)

タイプにより学費など大学卒業まで補償(慶應義塾独自)

熱中症による入院・通院も日額補償

タブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

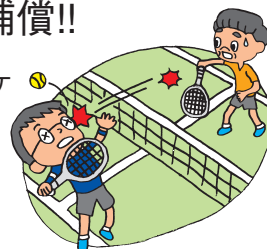
◆お申込締切日◆ **2023年3月31日(金)**

一貫教育校 生徒補償制度とは？

スクールライフを24時間補償

地震・噴火・津波によるケガ、**食中毒**、**熱中症** での入院・通院も補償!!

- 生徒本人の通学途中、クラブ活動中はもちろん国内・国外を問わずスポーツ、レジャー中のケガなど24時間補償。ケガによる入院・通院は1日目から補償。
- 第三者に損害を与え弁償しなくてはならない時には、国内無制限(国外1億円)で補償。
- 生徒本人が航空機・船舶で遭難した場合等の捜索費用として最高100万円まで補償。
- 生徒本人の疾病による入院もカバーできます。



扶養者が万一の場合の学費なども補償

- 扶養者が不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合、またはご病気により死亡された場合、お支払い対象期間中に負担した学費等の実費(授業料等の学校納付金)について毎年115万円を限度に補償します。

- 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

さらに・・・

学業費用支払期間を「**3年間**」または「**7年間**」からご選択できます。
大学卒業まで万一の際の手厚い補償を付けて頂くことが可能です。



扶養者が不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合のみに補償を限定するタイプ「**Eタイプ**」「**Oタイプ**」もお選び頂けます。

保険料が割安

- この制度は、団体加入方式となっていますので、割安な保険料でお申込みいただけます。

団体割引
25%適用!!



学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により **保険料が割安**

Iタイプ

の場合

比較

団体割引 **0%**

126,210円

31,550円 割引

本制度で加入

94,660円

24時間事故受付サービス

- 事故はいつでもどこで起こるか分かりません。24時間体制で事故の受付をしておりますので、ご安心ください。

※事故にあわれたときはすみやかに事故の日時・場所・受傷者名・状況・傷害の程度等をご連絡ください。



万一の事故のとき!

(365日・24時間)

0120-720-110

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

■5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に「加入者票」を郵送いたします。加入者票は保険証券の代わりとなるものですので、ご卒業まで大切に保管してください。

※旧字体についてはカタカナ表記となりますがご契約や保険金のお支払等に影響はございません。

締切日以降のお申込みも可能です。

ご希望の方は2023年4月1日以降にお手続き頂く場合のQRコードよりお申し込みください。

お申込方法②(払込取扱票)をご希望の方は保険料が変わりますのでメールにてお問合せください。(株)慶應学術事業会 hoken@keioae.com



保険期間

2023年4月1日午前0時から2026年4月1日午後4時まで3年間

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療用)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店(東京海上日動火災保険(株))までご連絡ください。(10月頃より受付開始)
※生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

こんな時に、お役に立つ制度です。国内・国外補償

●ご注意 保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合についてはP5～6一貫教育校 生徒補償制度の概要をご確認ください。
以下の「」はP3記載の「」の補償を示しております。

その
1

生徒本人のケガの補償 生徒自身が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで

- ①通院されたとき ②入院されたとき ③手術されたとき
④亡くられたとき ⑤後遺障害が生じたときに所定の保険金をお支払いします。

※熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)が生じた場合も補償の対象となります。

※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

※特定感染症(O-157、SARS、結核等または、新型コロナウイルス感染症*1(2022年10月28日現在))による通院、入院、後遺障害を補償。

*1 2022年10月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

・保険開始日からその日を含めて11日以内に発病した特定感染症、新型コロナウイルスは対象となりません。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた特定感染症も補償の対象となりません。



事故例

生徒が学校の休み時間中に転倒し、手をついた際に骨折した。45日間通院した。

保険金支払額: $2,000円 \times 45日 = 9万円$

その
2

生徒が病気で入院された時 入院保険金1日あたり:3,000円

生徒がご病気で1泊2日以上入院をしたとき、同一の病気に対して60日を限度に補償されます。



その
3

生徒の扶養者が万が一亡くなった際等の補償

充実補償

扶養者が**不慮の事故**で死亡、または重度後遺障害を被った場合、または**ご病気**で死亡した場合に以下の保険金をお支払いします。

●学費等: 年間115万円まで

安心補償

扶養者が**不慮の事故**で死亡、または重度後遺障害を被った場合に以下の保険金をお支払いします。

●学費等: 年間115万円まで

+

共通の補償

+

生徒の扶養者が**不慮の事故**で死亡、または重度後遺障害を被った場合、育英費用として**一時金100万円**をお支払いします。



事故例

生徒が2年生の時、扶養者が「がん」によりお亡くなりになった。【Kタイプの場合】

学資費用: $115万円(実額) \times 2年間 = 保険金支払額: 230万円$

その
4

個人賠償責任(本人型)

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品※)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

★自転車事故も補償!!

★自己負担額無し!!

★示談代行サービス付き(国内のみ)



事故例

①生徒が自転車に乗っていて歩行者にぶつかり転倒させ、頭の骨を折るなどの重傷を負わせた。裁判所より生徒の保護者に対して約9,520万円の支払いを命じた。

保険金支払額: 約9,520万円(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

②生徒が自宅マンション前で友達と石を投げ遊んでいたところ、投げた石により向かいのビルのエントランスガラスが割れた。

保険金支払額: 約239万円

その
5

救援者費用等

生徒が旅行中等で遭難した際の捜索・救援者費用をお支払いします。

また、生徒が外出先でケガにより3日以上入院をされた場合、保護者の方が現地に駆けつける費用もお支払いします。



その
6

外出時に持ち物をうっかり壊してしまった時など

生徒が自宅外で携行している持ち物が偶然な事故により破損したり、盗難にあった場合に自己負担額5千円を差し引いて保険金額を限度に保険金をお支払いします。

歩行中にころんでお気に入りの洋服が破れてしまった…

➡ 補償対象です!!

タブレット(※)の破損や盗難も補償

➡ 補償対象です!!

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

事故例

生徒が休み時間中、うっかりタブレットを落としてしまい、液晶画面が割れ修理費用に4.5万円かかった。

価格: 2.5万円(時価額*1) - 事故負担額: 5千円 = 保険金支払額: 約2万円

お支払する保険金は購入価格ではなく、時価額(*1)と修理費用のいずれか低い方の金額となります。

(*1)再取得価格(*2)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額となります。

(*2)再取得価格とは、保険の対象と同一構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

慶應義塾以外や過去に本制度で実際にあった事故を一部修正しています。

お申込方法① Web申込・クレジットカード決済 **おすすめ**

インターネット(パソコン・スマートフォン)でご加入手続きが出来ます。お手続き方法は下記の通りです。
本パンフレットのURLまたはQRコードからお手続きサイトへアクセス

～2023年3月31日手続用



<http://ezoo.jp/ds2/A011412000012304>

2023年4月1日～手続用



<http://ezoo.jp/ds5/A0114120000123042209>

「お手続きはこちらから」をクリックします。



必要事項をご入力ください。



※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。
 または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。
 ※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。なお、引き落とし日は各カード会社によって異なります。
 ※中途加入の場合、保険始期は翌月以降の1日付となります。
 ※加入者票は5月中旬頃に順次発送となります。

お申込方法② 払込取扱票

① ご加入タイプをお選びください。

➡

② 記入例をご参照の上、払込取扱票に必要事項をご記入ください。

➡

③ ゆうちょ銀行または郵便局にて保険料をお支払いください。

※保険料が10万円を超える場合、郵便局の窓口でお手続きいただく方を加入者としてください。また、扶養者が加入者と異なる場合には、加入依頼書に実際の扶養者をご記入ください。

補償の内容と保険料 (湘南藤沢高等部卒業まで)

団体割引 **25%** 適用

一括払

補償内容についてはP2の記載をご覧ください。

以下の「」はP2記載の「」の補償を示しております。

[職種級別:A]

ご加入タイプ		学資費用 ケガ・疾病とも補償	学資費用 ケガのみ補償	
一括払保険料 (3年間分)		充実補償 Kタイプ 56,400円	安心補償 Eタイプ 43,200円	
保 険 金 額	その3 の 扶 養 者 に 関 する 補 償	育 英 費 用 一時金として 100万円		
	学資費用(傷害事故) ^{*1}	毎年 115万円 限度		
	学資費用(疾病死亡) ^{*1}	毎年 115万円 限度	補償対象外	
	その1 生 徒 本 人 の ケ ガ の 補 償	死亡・後遺障害保険金 ^{*2}	200万円	
		入院保険金日額	1日につき 3,000円	
		手術保険金 ^{*3}	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) / 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	1日につき 2,000円	
		その他の特約	天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償・細菌性食中毒補償・特定感染症危険補償特約	
	その2	生徒本人の病気入院日額	1日につき 3,000円	
	その4	個人賠償責任	国内： 無制限 ・国外： 1億円 限度(記録情報限度額 500万円)	
その5	救 援 者 費 用 等	100万円 限度		
その6	携 行 品 損 害 (免責金額(自己負担額)： 5,000円)	20万円 限度		

学資費用の保険金額は、在学中における納付金の変動に対応できるよう少々多めに設定されております。
 学資費用の補償はパンフレット記載の金額を限度に、実際の納付金の金額をお支払いします。万が一、保険金額を納付金金額が超過する際には、その超過分のお支払いはできません。

*1 学資費用の支払終期は2026年4月1日となります。
 *2 生徒本人がケガで後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて8～200万円をお支払いします。
 *3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 (a)ご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない生徒など)用です。
 (b)生徒(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(*)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問合せ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)
 (*)「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造業者」
 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

慶應義塾ならでは!!

生徒が湘南藤沢高等部在学中、扶養者様に**万一の事**があった際、大学卒業までの**学資費用**を継続して**補償**する画期的なタイプのご案内です!!

● 補償期間

★ **学資費用**：湘南藤沢高等部から大学（4年制）のご卒業までの7年（2030年4月1日）まで

7年とは…〔ご進学例〕湘南藤沢高等部3年+慶應義塾大学4年

★ **上記以外補償**：湘南藤沢高等部のご卒業までの3年（2026年4月1日まで）

保険金お支払いシミュレーション

生徒が1年の時に扶養者が突然の病気や事故で他界された場合

以下「Iタイプ」にご加入されていた場合 保険金支払総額：最大で約**805万円**

※上記保険金支払額は最も学費の高い進学例（慶應義塾内）を基に算出しております。

Q&A Q1 IタイプとOタイプは大学卒業まで補償されますか？

A いいえ。

生徒が在学中に扶養者に万が一の事があった際、大学卒業までの学資費用のお支払いを継続するタイプです。ご本人の保険は2026年4月1日までとなりますので、進学時に改めて生徒補償制度へ加入いただく必要がございます。

Q2 休学、留学等により規定の在学期間が延長された場合はどうなりますか？

A 延長された期間は補償対象外となります。延長をご希望の場合は代理店へご相談ください。

補償の内容と保険料

● 補償内容 (保険金額)

充実補償+学資補償延長

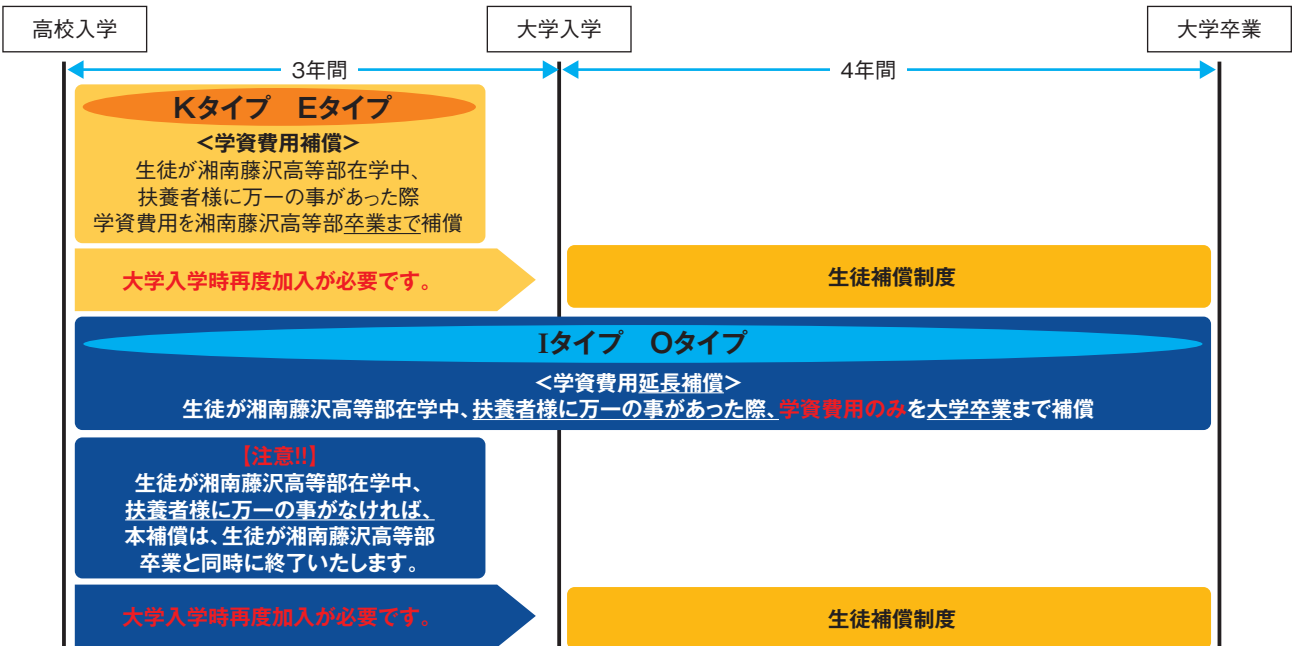
(P3記載の「Kタイプ」に同じです。)

安心補償+学資補償延長

(P3記載の「Eタイプ」に同じです。)

● 一括払保険料

充実補償+学資補償延長 (Kタイプの一部補償延長)		安心補償+学資補償延長 (Eタイプの一部補償延長)	
Iタイプ	94,660円	Oタイプ	51,120円



保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型になります。

●こども傷害補償、救済者費用等、携行品、個人賠償責任は本人型①ご本人*1

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 湘南藤沢高等部に在籍する生徒で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)*保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

一貫教育校 生徒補償制度(団体総合生活保険)の概要

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされているため、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ/自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	
危険補償特約 特定感染症 特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。	・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・ 傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・ 保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した 特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等	
入院医療保険金支払特約 保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・ アルコール依存および薬物依存 ・ 先天性疾患 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。	
育児費用補償特約 扶養者*1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育児費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・ 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
学業費用補償特約	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したのもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ・扶養者によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的 he 異常所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>	
疾病学業費用補償特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的 he 異常所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に該当し、保険金の全額をお支払いすることや、その金額に発病した病気による扶養不能状態がある場合があります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金の支払対象となります。</p>	
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合 ■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 <p>1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モトール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)、遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方ご本人が、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理、点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 <ul style="list-style-type: none"> ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	
救済者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索、救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ・ビンケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的 he 異常所見のないものによる損害 <p>等</p>	
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごと)に保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象とありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることにより生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食いによる損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理、点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。) <p>で生じた事故による損害</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>等</p>	

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で
の最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的
な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件
でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ●電話介護相談 :午前9時～午後5時
いづれも ●各種サービス優待紹介 :午前9時～午後5時
土日祝日
年末年始を除く **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類
や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療
機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕
方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご
提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を
支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情
報をご提供します。



受付時間: ●法律相談 :午前10時～午後6時
●税務相談 :午後2時～午後4時
いづれも ●社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
土日祝日 ●暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時
年末年始を除く **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電
子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者とい
います。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある
方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

万一の事故のとき! 事故が発生した場合はすみやかにご連絡ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)(365日・24時間)

0120-720-110

補償内容・ご加入お手続きに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先・取扱代理店

～慶應義塾の～ 株式会社慶應学術事業会
一貫教育校 生徒補償制度担当
TEL: 03-3453-3846 Email: hoken@keioae.com

〒108-8345
東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス内
受付時間 平日(月～金) 9:00～11:30
12:30～17:00

引受損害保険会社・ご意見・ご相談先

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第二部 文教公務室
TEL: 03-3515-4133

〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4
受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00